

平成26年12月25日

投資主各位

東京都中央区日本橋二丁目1番14号
スターツプロシード投資法人
執行役員 平 出 和 也

第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、スターツプロシード投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第6回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成27年1月15日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 平成27年1月16日（金曜日）午前10時
2. 場 所： 東京都中央区日本橋三丁目4番10号 スターツ八重洲中央ビル7階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項：

決議事項

- 第1号議案： 規約一部変更の件
- 第2号議案： 執行役員1名選任の件
- 第3号議案： 監督役員2名選任の件

以 上

(お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を
代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を
証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い
申し上げます。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運
用会社であるスターツアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告
会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上
げます。

◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、
修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.sp-inv.co.jp>) に掲
載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1. 議案の要領及び提案の理由

(なお、本項において取り上げられている規約の条項号の番号については、特に断りのない限り、現行規約における条項号の番号を示すものとします。)

(1) 第7条、第10条、第15条及び第19条関係

平成25年6月19日に公布された金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号、以下「金商法等の一部を改正する法律」といいます。）により、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）が改正されたことに伴い、以下の規定を新設又は変更するものです。

- ① 投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる旨の規定を新設するものです（第7条関係）。
- ② 一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めとして、本投資法人の投資主総会は、平成28年12月20日及び同日以後遅滞なく招集し、以降、隔年毎の12月20日及びその日以後遅滞なく招集する旨の規定を新設するものです（第10条関係）。また、同規定に従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、投資主総会の日を要しない旨、及び当該投資主総会において権利を行使することができる投資主を定める基準日の規定を新設するものです（第10条、第15条関係）。
- ③ 投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、規約で規定する役員任期を延長又は短縮することを可能とするための規定を設けるため変更するものです（第19条関係）。

(2) 第2条、第26条、第27条、第28条及び第29条関係

金商法等の一部を改正する法律による投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。）の改正に伴い、資産を主として不動産等資産に対する投資として運用することを目的とする旨の規定を設けるための変更を行うものです。

- (3) 第31条関係
法令諸規則の変更等を受け、運用の基本方針の範囲内で本投資法人における機動的な投資を可能にするために、投資制限を一部撤廃するものです。
- (4) 第35条関係
一般社団法人投資信託協会の「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」において、利益を超えた金銭の分配に関する規定が一部改正されたことに伴い、金銭の分配の方針のうち、利益を超えた金銭の分配に関する規定を一部変更するものです。
- (5) その他
その他、必要な字句の修正、表現の変更、統一及び明確化その他の整理を行い、それに応じて各条項号の番号の変更を行うものです。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第2条（目的） 本投資法人は、<u>「投資信託及び投資法人に関する法律」</u>（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。）に基づき、<u>投資法人の資産を主として特定資産（投信法第2条第1項に掲げる資産をいう。以下同じ。）のうち不動産等（第28条第7号に定義される。）及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に対する投資として運用することを目的とする。</u></p> <p>第7条（投資主の請求による投資口の払戻し） 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないものとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第10条（開催及び招集）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>本投資法人の投資主総会は、原則として、2年に1回開催する。</u> 2. <u>前項のほか、投資主総会は、法令に別段の定めがある場合その他必要がある場合に随時開催する。</u> 3. <u>投資主総会は、東京都区内のいずれかにおいて開催する。</u> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第2条（目的） 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。）に基づき、<u>その資産を主として特定資産（投信法第2条第1項に掲げる資産をいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とする。</u></p> <p>第7条（投資主の請求による投資口の払戻し及び合意による自己の投資口の取得）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないものとする。</u> 2. <u>本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとする。</u> <p>第10条（開催及び招集）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>投資主総会は、東京都区内のいずれかにおいて開催する。</u> 2. <u>投資主総会は、平成28年12月20日及びその日以後、遅滞なく招集し、以降、隔年毎の12月20日及びその日以後遅滞なく招集する。</u> 3. <u>前項のほか、投資主総会は、法令に別段の定めがある場合その他必要がある場合に随時招集する。</u>

現 行 規 約	変 更 案
<p>4. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対し通知する。</p> <p>5. (記載省略)</p> <p>第15条 (基準日)</p> <p>1. 本投資法人は、<u>直前の決算期(第33条において定義する。以下同じ。)</u>の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。但し、<u>決算期から3か月以内の日を投資主総会の日として開催する場合に限る。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず</u>、本投資法人は、<u>必要があるときは</u>、役員会の決議により、あらかじめ公告する一定の日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とするものとする。</p> <p>第19条 (役員任期)</p> <p>1. 執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>4. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、<u>投資主に対し通知を發するものとする。但し、第2項の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しない。</u></p> <p>5. (現行のとおり)</p> <p>第15条 (基準日)</p> <p>1. <u>本投資法人が第10条第2項の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、平成28年10月末日及び以降隔年毎の10月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。</u></p> <p>2. <u>本投資法人が第10条第3項の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、役員会の決議により、あらかじめ公告する一定の日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とするものとする。</u></p> <p>第19条 (役員任期)</p> <p>1. 執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。<u>但し、投資主総会の決議によって、法令の定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げないものとする。</u></p> <p>2. (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第26条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、中長期にわたり、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指し、主として第28条に定める<u>特定資産</u>に投資して運用を行うものとする。</p> <p>第27条（投資方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、主として第28条に定める特定資産、とりわけその主たる用途が賃貸住宅に供される不動産（以下「賃貸住宅」という。）又は主として賃貸住宅を裏付けとする特定資産に対して投資を行う。 2. ～7. （記載省略） <p>第28条（主要投資対象の特定資産） 本投資法人は、第26条 <u>（資産運用の基本方針）</u> に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。なお、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「金商法」という。）第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして本条の規定を適用するものとする（以下、第29条及び第30条において同じ。）。</p> <p>(1)～(6) （記載省略）</p>	<p>第26条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、中長期にわたり、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指し、主として<u>不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含む。）第105条第1号へに定める不動産等資産をいう。）</u>に投資して運用を行うものとする。</p> <p>第27条（投資方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、<u>第26条に定める基本方針に従い</u>、主として第28条に定める特定資産、とりわけその主たる用途が賃貸住宅に供される不動産（以下「賃貸住宅」という。）又は主として賃貸住宅を裏付けとする特定資産に対して投資を行う。 2. ～7. （現行のとおり） <p>第28条（主要投資対象の特定資産） 本投資法人は、第26条に定める<u>基本方針</u>に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。なお、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「金商法」という。）第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして本条の規定を適用するものとする（以下、第29条及び第30条において同じ。）。</p> <p>(1)～(6) （現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(7) 前各号に掲げる資産（以下「不動産等」という。）を主たる投資対象とする以下の資産対応証券等（以下、本号 a.乃至 d. の特定資産を併せて「不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等」という。）</p> <p>a. (記載省略)</p> <p>b. 資産流動化法第2条第13項及び第15項に定める特定目的信託の受益証券（上記第4号に掲げる信託の受益権を除く。）</p> <p>c. (記載省略)</p> <p>d. 投信法第2条第15項に定める投資証券</p> <p><u>上記 a.乃至 d. については、不動産等を主たる投資対象とし、資産流動化法上の特定目的会社の財産（上記 a. の場合）、特定目的信託の信託財産（上記 b. の場合）、投資信託の信託財産（上記 c. の場合）又は投資法人の財産（上記 d. の場合）の2分の1を超える金額を不動産等に投資することを目的とするものに限る。なお、上記それぞれの財産の2分の1を超える金額とは、原則として当該財産の総額に不動産等及びその他の資産の評価損益を加減した金額から第32条第2項に定める敷金等を控除した金額の2分の1を超える金額をいう。</u></p>	<p>(7) <u>裏付けとなる資産の2分の1を超える金額を前各号に掲げる資産（以下「不動産等」という。）に投資することを目的とする以下の資産対応証券等（以下、本号 a.乃至 d. の特定資産を併せて「不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等」という。なお、裏付けとなる資産の2分の1を超える金額とは、原則として当該財産の総額に不動産等及びその他の資産の評価損益を加減した金額から第32条第2項に定める敷金等を控除した金額の2分の1を超える金額をいう。）</u></p> <p>a. (現行のとおり)</p> <p>b. 資産流動化法第2条第13項及び第15項に定める特定目的信託の受益証券（上記第4号及び第6号に掲げる信託の受益権を除く。）</p> <p>c. (現行のとおり)</p> <p>d. 投信法第2条第15項に定める投資証券</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第29条（主要投資対象以外の特定資産） 本投資法人は、前条に掲げる特定資産の他、余剰資金の効率的な運用に資するため、次に掲げる特定資産により運用を行うことができる。</p> <p>(1)～(14)（記載省略）</p> <p>第31条（投資制限）</p> <p>1.（記載省略）</p> <p>2. <u>本投資法人は、日本国以外に所在する不動産への投資（かかる不動産を裏付け資産とする有価証券及び信託の受益権への投資を含む。）は行わないものとする。</u></p> <p>3. 第29条に掲げる金銭債権及び有価証券は、積極的に投資を行うものではなく、安全性又は換金性を勘案した運用を図るものとする。</p> <p>4. 第29条第1号に掲げるデリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。</p> <p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産の評価方法は、下記のとおり運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)～(6)（記載省略）</p> <p>(7) その他 上記に定めのない資産については、投信法その他関係適用法令、一般社団法人投資信託協会の評価規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従って算出された価額により評価する。</p> <p>2.～3.（記載省略）</p>	<p>第29条（主要投資対象以外の特定資産） 本投資法人は、<u>第26条に定める基本方針に従い、</u>前条に掲げる特定資産の他、余剰資金の効率的な運用に資するため、次に掲げる特定資産により運用を行うことができる。</p> <p>(1)～(14)（現行のとおり）</p> <p>第31条（投資制限）</p> <p>1.（現行のとおり） （削除）</p> <p>2. 第29条に掲げる金銭債権及び有価証券は、積極的に投資を行うものではなく、安全性又は換金性を勘案した運用を図るものとする。</p> <p>3. 第29条第1号に掲げるデリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。</p> <p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産の評価方法は、下記のとおり運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)～(6)（現行のとおり）</p> <p>(7) その他 上記に定めのない資産については、投信法その他関係適用法令、一般社団法人投資信託協会（以下「<u>投資信託協会</u>」という。）の評価規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従って算出された価額により評価する。</p> <p>2.～3.（現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第35条（金銭の分配） 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (記載省略)</p> <p>(4) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の100分の90に相当する金額に満たない場合又は経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が最適と判断する場合、第2号に定める分配金額に、<u>営業期間の末日に計上する減価償却額に相当する金額</u>を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した金額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>第39条（会計監査人の任期）</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、<u>その投資主総会</u>において再任されたものとみなす。</p>	<p>第35条（金銭の分配） 本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の100分の90に相当する金額に満たない場合又は経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が最適と判断する場合、第2号に定める分配金額に、<u>法令等（投資信託協会の定める規則等を含む。）の定める金額</u>を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した金額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>(5) (現行のとおり)</p> <p>第39条（会計監査人の任期）</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、<u>当該投資主総会</u>において再任されたものとみなす。</p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

1. 議案の要領及び提案の理由

執行役員平出和也は、平成27年1月31日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第19条第1項の定めにより、就任する平成27年2月1日より2年とします。

なお、本議案は、平成26年12月15日開催の本投資法人役員会において監督役員全員の同意によって提出された議案です。

2. 執行役員候補者として次の者の選任をお願いいたしたいと存じます。

氏名 (生年月日)	略歴
ひら いで かず や 平 出 和 也 (昭和38年11月25日)	昭和63年 4月 スターツ株式会社（現スターツコーポレーション株式会社）入社 平成11年11月 スターツ証券株式会社取締役就任 平成13年11月 スターツアセットマネジメント投信株式会社（現スターツアセットマネジメント株式会社）取締役就任 平成16年 6月 同社 代表取締役就任（現在に至る） 平成17年 5月 本投資法人執行役員就任（現在に至る） 平成25年 7月 株式会社スターツ総合研究所取締役（非常勤）就任（現在に至る）

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関運営に係る一般事務委託契約を締結しているスターツアセットマネジメント株式会社の代表取締役であります。平成16年12月20日付で、当時の「投資信託及び投資法人に関する法律」第13条に基づき、金融庁長官より兼職の承認を得ております。
- ・ 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案：監督役員2名選任の件

1. 議案の要領及び提案の理由

監督役員野村茂樹及び松下素久の両名は、平成27年1月31日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、監督役員の任期は、現行規約第19条第1項の定めにより、就任する平成27年2月1日より2年とします。

2. 監督役員候補者として次の者の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	野村茂樹 (昭和28年 6月10日)	昭和58年 4月 弁護士登録 奥野法律事務所（現奥野総合法律事務所・外国法共同事業）入所（現在に至る） 平成 3年 3月 社会福祉法人全国盲ろう者協会理事（現在に至る） 平成17年 5月 本投資法人監督役員就任（現在に至る） 平成25年 4月 社会福祉法人日本盲人福祉委員会理事（現在に至る）
2	松下素久 (昭和23年 3月24日)	昭和46年11月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 昭和55年 1月 松下明公認会計士事務所入所 昭和56年 3月 公認会計士登録 昭和60年11月 松下公認会計士事務所開設 平成17年 5月 本投資法人監督役員就任（現在に至る） 平成19年 5月 社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会（現公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会）監事就任 平成25年 5月 同協会理事就任（現在に至る） 平成26年 6月 共立信用組合理事就任（現在に至る） 日産センチュリー証券株式会社監査役就任（現在に至る）

- ・上記監督役員候補者は、両名とも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者松下素久は、松下公認会計士事務所の代表者です。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人の間には、両名とも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、両名とも現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

参考事項

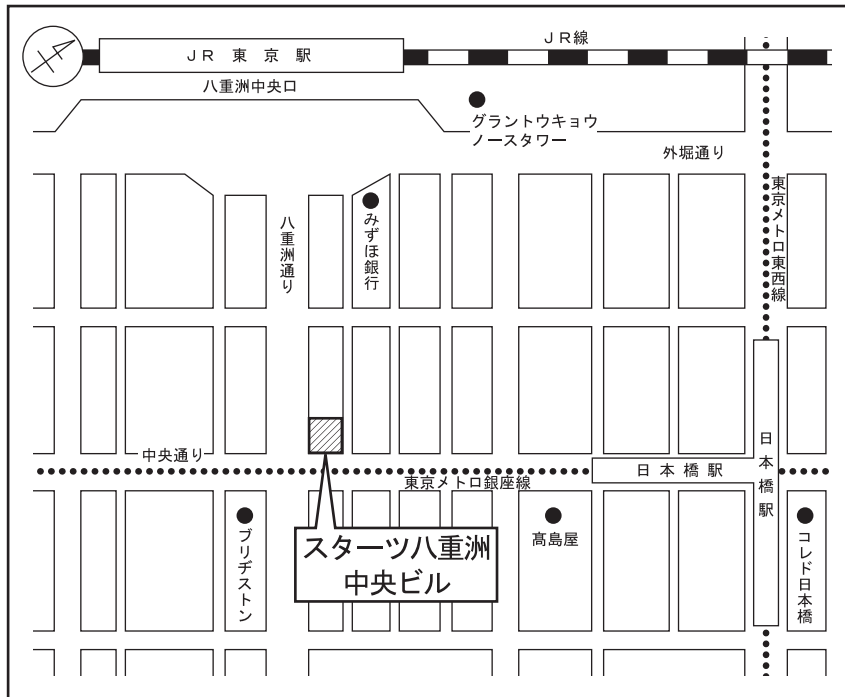
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案及び第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

A series of 20 horizontal dashed lines, evenly spaced, spanning the width of the page, intended for writing or drawing.

投資主総会会場ご案内図

スターツ八重洲中央ビル 7階
東京都中央区日本橋三丁目4番10号 電話(03)6202-0856



- (交通) ・東京メトロ銀座線・東西線 日本橋駅 (出口B3) より徒歩3分
・JR東京駅 八重洲中央口より徒歩5分
八重洲地下街23番出口より徒歩1分

お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。